

令和4年度第7回岡崎市農業委員会総会 議事録

1 開会の日時及び場所

令和4年10月5日（水）

午前9時30分から

岡崎市役所 福社会館6F 大ホール

2 会議に付した議案

議案

議案第44号 農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について

議案第45号 農地の転用の許可の申請について

議案第46号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について

議案第47号 非農地交付申請について

議案第48号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第49号 農用地利用集積計画について

議案第50号 農用地利用計画変更について

報告

報告第31号 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について

報告第32号 現況証明願について

報告第33号 農地の改良のための届出の受理について

報告第34号 農地の転用のための届出の受理について

報告第35号 農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について

報告第36号 農地転用許可後の事業計画変更の承認について（4条）

3 出席委員

（農業委員）

1番 石川 修次、2番 河内 小枝子、3番 木俣 壽人、4番 酒井 功二

5番 柴田 若江、6番 神谷 六雄、7番 酒井 誠一、8番 鈴木 要

9番 近藤 健次、10番 成田 恭淑、11番 保田 眞吉、12番 大竹 博久

14番 内藤 六市、15番 二村 誓也、16番 羽根田 正志、17番 片岡 幸雄

18番 近藤 靖一、19番 鈴木 泰孝

（農地利用最適化推進委員）

20番 小野 盛光、21番 柴田 重三郎、22番 杉浦 省二、23番 中根 浩司

25番 太田 政俊、26番 川澄 秀世、27番 柴田 享、28番 高木 政昭

29番 中野 永太郎、30番 八田 導英、31番 市川 眞人、33番 新實 文夫

34番 早川 勝英、35番 阿部田 光春、36番 三浦 弘正、37番 舩 憲明

38番 山内 隆一

4 欠席委員
(農業委員)
13 番 加藤 健一

(農地利用最適化推進委員)
24 番 浅岡 治徳、32 番 加藤 春雄

5 出席事務局職員等
農業委員会事務局 事務局次長 牧野 徳之、総務係係長 遠藤 研吾
主事 栗生 大樹、事務員 蜂須賀 通世
農務課 主査 伊藤 輝、主事 畔柳 雄基、主事 新田 英恵
地域創生課 副課長 牧原 利雄、政策推進係係長 都築 隆也
都市計画課 企画調査2係係長 藤墳 広己

6 議事の内容

会長：それでは、ただいまから農業委員会総会を開会いたします。本日の欠席委員は、13 番の加藤 健一委員、24 番の浅岡 治徳委員、32 番の加藤 春雄委員です。よって定足数に達しております。議事に入ります前に議事録署名者2名の選出について、お諮りします。会長一任で、ご異議ございませんか。

委員： (異議なし)

会長：それでは14番の内藤 六市委員と15番の二村 誓也委員にお願いいたします。それでは議事に従いまして、議案第44号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の権利移動の許可の申請について、議案書に沿って1件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見を申し上げます。

中野 委員：申請番号29番 調査年月日は令和4年10月4日。本案件について、譲渡人が高齢で、農地を誰かに耕作してほしいと考えていたところ、隣の農地を耕作している譲受人と一緒に耕作するということが話がついたとのこと。譲受人は年齢的にも若く、他の農地もしっかり耕作しており、荒らす心配もございません。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。次に議案第 45 号を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地の転用の許可の申請について、議案書に沿って 1 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

保田 委員：申請番号 12 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 28 日。本案件について、申請地の土壌が悪く、耕作が困難なため、道路の高さまで嵩上げをして耕作しやすくしたいというものです。調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものいたします。ただし、申請番号 12 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に議案第 46 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の許可の申請について、議案書に沿って 10 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。

ます。なお、申請番号 60 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見をお願いします。

石川 委員：申請番号 55 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 30 日。本案件は、現在自動車整備工場を営んでいるが、県道の拡幅に伴い収用の対象となり、申請地を自動車整備工場として利用したいというものです。申請地の状況は 30 年程前から埋立地となっており、地域農業への影響、被害防除措置、用排水関係に問題となることはありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号 56 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 30 日。本案件は、現在住んでいる住宅が、県道の拡幅に伴い収用の対象となり、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。申請地の状況は 30 年程前から埋立地となっており、地域農業への影響、被害防除措置、用排水関係に問題となることはありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

近藤（健） 委員：申請番号 57 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 30 日。本案件は、父親の土地に息子が分家住宅を建築したいというものです。登記地目は田となっておりますが、現況は畑となっています。親の住宅地の一体利用ということで、下水道も整備されており、周りも住宅と道路に囲まれていますので、地域農業への影響や用排水関係に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

二村 委員：申請番号 58 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 27 日。担当の加藤委員が本日欠席のため、代わりに 15 番二村が発表します。本案件は、小売業を営んでいる申請者が、店舗用に借りていた駐車場の返還、また、店舗の老朽化に伴い、建て替えが必要になったことから、申請地に店舗を建築したいというものです。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響は問題ないとのこと。その他問題となるところもないようですので、調査員総合意見としては可となっています。

続いて、申請番号 59 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 27 日。本案件は、現在製造業を営んでいるが、業務拡大に伴い、従業員用駐車場に倉庫を建築するため、申請地を従業員用駐車場として利用したいというものです。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響は問題ないことを確認済みです。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

柴田（享） 委員：申請番号 61 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 30 日。本案件は、地元の建築会社が、自社運営による障がい者向けのグループホーム及び就労支援施設を建築したいというものです。貸借はなく、地域農業への影響や被害防除措置、用排水関係に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

新實 委員：申請番号 62 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 27 日。本案件について、現在住んでいる住宅を取り壊し、次男が住む住宅を新たに建築する上で、同じ敷地内の南側に本人夫婦の住宅を建築することになりました。しかし、建築するためには接道敷が必要であるため、申請地を接道敷として転用する計画を立て、宅地と一体的に利用したいとのこと。申請内容及び現地での調査により、転用による地域農業への影響は問題ないことを確認済みです。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

早川 委員：申請番号 63 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 28 日。本案件は、金属加工業を営んでいるが、業務拡大に伴い、既存工場では増産や新製品の生産ができず、さらに増員予定の従業員用駐車場の確保もできないため、申請地に新たな工場を建築したいというものです。7 月の総会で農振除外申請も出されている案件です。現地調査の結果、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

三浦 委員：申請番号 64 番 調査年月日は令和 4 年 10 月 2 日。本案件は、現在勤務している電気工会社から独立し、新規で電気工事業を経営するにあたり、申請地を事務所兼倉庫として利用したいというものです。申請地ですが、現在建物が建っており、駐車場スペースも確保できる状況のため、事業用地として適した物件です。現地調査により、地域農業への影響や被害防除措置等に問題はありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：申請番号 61 番について、障がい者向けのグループホーム及び就労支援施設を建築するとのことですが、福祉部との調整があったのかについて教えてください。

事務局：障がい者福祉施設が適法に建てられるということは、建築部局に確認しておりますが、福祉部との調整は、市の補助金が下りない案件であるため行っていません。しかしながら、今後業務を進める際は調整を図っていきたいと考えています。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

（なし）

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。ただし、申請番号 63 番については、一団の転用面積が 3,000 m²を超えるものであるため、一般社団法人愛知県農業会議の意見を聞いたのち、許可するものとします。次に申請番号 60 番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号 60 番について調査担当委員の意見ををお願いします。

近藤(靖) 委員：申請番号 60 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 29 日。本案件は、申請人の妻の母親が所有している住宅に家族 5 人で暮らしているが、子どもが成長し、手狭になってきたため、申請地に自己用住宅を建築したいというものです。将来的な母親の介護のために、現在の居住地から近いところで探していたそうです。申請地の隣も住宅地になっていますので、地域農業への影響は問題ありません。本人、地主への聞き取りにより、調査項目に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、許可するものといたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第 47 号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(非農地交付申請について、議案書に沿って 2 件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見ををお願いします。なお、申請番号 8 番においては、山内委員が申請代理人となってみえます。そちらについては後程審議しますので、それ以外の番号について調査担当委員の意見ををお願いします。

杉浦 委員：申請番号 9 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 25 日。現地で確認したところ、申請地は人が立ち入ることが困難なほど荒れており、今後農地として復元することは不可能な状況です。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。次に申請番号8番の報告及び審議とするため、山内委員には一度退室していただきます。

(山内委員退出)

会長：それでは、申請番号8番について調査担当委員の意見をお願いします。

近藤(靖) 委員：申請番号8番 調査年月日は令和4年9月27日。申請地は昭和60年頃から耕作放棄され、人が立ち入ることが困難なほど山林化しており、農機具でも耕作できない状態となっています。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、非農地と認定し通知するものといたします。それでは、山内委員に入室していただきます。次に議案第48号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、議案書に沿って4件説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

内藤 委員：申請番号3、4、5、6番 調査年月日は令和4年9月25日。一連の申請であるため、一括して報告します。本案件は、母親が90歳で他界し、子ども4人が土地を相続するにあたり、納税猶予を受けたいというものです。4名とも農業意欲はありますが、うち3名は高齢のため、利用権を設定するとのこと。現地調査の結果、地域農業への影響や用排水関係に問題となることはありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、証明するものといたします。次に議案第49号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用集積計画について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、決定するものといたします。次に議案第50号を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：(農用地利用計画変更について、議案書に沿って説明を行った)

会長：ありがとうございました。事務局の説明に引き続き、調査担当委員の意見をお願いします。

木俣 委員：申請番号1番 調査年月日は令和4年9月27日。本案件は、今まで畑として使っていたところを駐車場として利用したいというものです。狭い場所のため、道路の

拡幅も予定しているとのこと。地域農業への影響や用排水関係に問題となるところはありませので、調査員総合意見としては可といたします。

神谷 委員：申請番号2番 調査年月日は令和4年9月29日。本案件は、会社経営を行う中で、従業員用駐車場が不足しているため、申請地を従業員用駐車場兼資材置場として利用したいというものです。周りの道路も狭く、近隣住民も迷惑していることから、土地所有者や土地改良区、町内役員ほか関係者からの理解も得ており、地域農業への影響も問題ないことを確認済みです。その他問題となるところはありませので、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（要） 委員：申請番号3番 調査年月日は令和4年10月1日。本案件は、申請地に携帯電話基地局を設置するものです。周辺農地との一体利用の影響に関して、面積が2.25㎡と狭いため、周辺への影響は少ないと思われ。用排水関係につきましても、面積が小さいため、問題はありません。基盤整備事業実施の予定について、この地域は昭和61年に基盤整備が完了していますので、今後実施する予定はありません。その他問題となるところはありませので、調査員総合意見としては可といたします。

大竹 委員：申請番号4番 調査年月日は令和4年9月28日。申請当事者の氏名は議案書のとおりです。本案件は、現在貨物自動車の運送業を営んでいる事業者が、取引先の配送量増加に伴い、一時的に荷物を保管する倉庫が足りなくなったため、新たに倉庫を建築したいというものです。申請地は現施設に隣接する場所にあり、西側と南側が道路に面しており、北側が水路になっていることから、周辺農地への影響は問題ないと思われ。また、用排水関係も問題はありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

羽根田 委員：申請番号5番 調査年月日は令和4年9月24日。分家住宅を建築したいという申請です。申請地は集落の中にあり、上下水道も完備されています。用排水関係も問題はありません。その他調査項目に問題となるところはありませので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号6番 調査年月日は令和4年9月26日。本案件は、現在歯医者を経営しているが、息子も歯科医として働くようになり、患者も増えてきたため、申請地を診療所と駐車場に転用したいというものです。市街化から近く、上下水道も完備されており、用排水関係も問題ないと思われ。調査員総合意見としては可といたします。

片岡 委員：申請番号7番 調査年月日は令和4年9月29日。携帯電話基地局を建設する申請になります。敷地面積は2.25㎡で、周辺農地への影響や用排水関係に問題はないと思われ。今後の基盤整備事業実施の予定もありません。よって、調査員総合意見

としては可といたします。

続いて、申請番号8番 調査年月日は令和4年9月28日。携帯電話基地局を設置する申請になります。敷地面積は2.25㎡で、周辺農地への影響や用排水関係に問題はないと思われます。よって、調査員総合意見としては可といたします。

鈴木（泰） 委員：申請番号9番 調査年月日は令和4年9月29日。本案件は、父親の所有する土地に分家住宅を建築するために農振除外をするものです。申請地の状況は田となっていますが、申請内容及び現地での調査により、農振除外による地域農業への影響、用排水関係に問題のないことは確認済みです。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

続いて、申請番号10番 調査年月日は令和4年9月28日。携帯電話基地局を設置する申請になります。申請地の状況は畑となっていますが、申請内容及び現地での調査により、農振除外による地域農業への影響、用排水関係に問題のないことは確認済みです。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

中根 委員：申請番号11番 調査年月日は令和4年9月27日。本案件は、結婚を機に申請地に分家住宅を建築したいというものです。地域農業への影響、用排水関係に問題となることはありませんので、調査員総合意見としては可といたします。

内藤 委員：申請番号12番 調査年月日は令和4年9月26日。申請人が農業を継承するにあたり、申請地に農家住宅を建築するものです。現地調査の結果、農振除外による地域農業への影響、用排水関係に問題はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

阿部田 委員：申請番号13番 調査年月日は令和4年10月1日。本案件は、父親の所有する土地に長男が農家住宅を建築するというものです。申請人は現在アパートで暮らしていますが、子どもも成長し、地元に戻りたいということで、申請が出ております。近隣の耕作者への聞き取りにより、用排水関係に問題はないことを確認済みです。その他問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

舩 委員：申請番号14番 調査年月日は令和4年10月2日。携帯電話基地局を設置するための申請になります。周辺農地との一体利用の影響はありません。用排水関係に問題はありません。基盤整備事業実施の予定もありません。留意事項もありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

山内 委員：申請番号15番 調査年月日は令和4年10月1日。携帯電話基地局を設置するための申請になります。現地調査の結果、特に問題となることはありませんでしたので、調査員総合意見としては可といたします。

で、調査員総合意見としては可といたします。

酒井（誠） 委員：申請番号 16 番 調査年月日は令和 4 年 9 月 21 日。本案件は、市街化区域編入に伴う農振除外の申請になります。事業計画者、変更する土地の所在番地及び面積は別紙議案書記載のとおりです。今後の基盤整備事業実施の予定について、土地区画整理事業が予定されています。周辺農地との一体利用の影響について、土地区画整理に伴い農地がなくなることから、影響はありません。用排水関係について、土地区画整理次第のため、現段階では保留にさせていただきます。留意事項はありません。よって、調査員総合意見としては可といたします。

会長：ありがとうございました。ただ今の議案について御意見、御質問はございませんか。

酒井（功） 委員：3 点質問させていただきます。1 点目に、なぜこの地区を市街化区域に編入するのかについて教えてください。2 点目に、この計画が岡崎市の総合計画に基づいたものなのか、もしくは総合計画以外の計画に基づいて進められているのかについて教えてください。3 点目に、東名高速道路からのアクセスが現在どのような形で計画されているのかについて教えてください。

事務局：1 点目につきまして、当該地区は新東名高速道路岡崎東インターチェンジ、国道 1 号、国道 473 号や名鉄本宿駅が周辺に存在し、交通面において利便性が高い地区であります。また、令和 3 年 3 月に策定した岡崎市都市計画マスタープランにおいても、当該地区を含む本宿駅周辺に隣接する地区を、その利便性を考慮し、東部地域の玄関口にふさわしいまちづくりを行う拠点等の区域として位置付けています。2 点目の総合計画以外の位置付けに関しましては、この都市計画マスタープランの中に位置付けがされています。また東部地域では、人口減少や日常生活に必要な医療、店舗等の生活機能が不足しているという課題がある中で、地域住民を主体とし、課題解決に向けて当該地区におけるまちづくりの機運が高まり、合意形成されたことを受けて、市としても、愛知県をはじめとする関係機関と事業の実現に向けて調整し、準備が整ったため、市街化区域に編入する手続きを進めています。3 点目につきまして、商業施設を計画している事業者への聞き取りによりますと、当面は音羽蒲郡インターからのアクセスを考えているということでございます。国道 1 号線を経由して出入りしてもらおう形を予定しているとのことです。今後増床、拡張などの計画があった場合には、スマートインターも検討したいとのことですが、いずれにしても将来のことでございますので、具体的な計画まではございません。

神谷 委員：市街化区域になることで、今後建てられる施設や一般住宅の屋内の生活排水については下水道整備がなされると思いますが、雨水の排水路について、車の油や洗剤等の有害物質が流れ込み、下流の地域農業に影響が出るのではないかという心配があるの

ですが、いかがでしょうか。

事務局：市街化区域に編入することに伴い、公共下水道の計画区域に含めるため、土地区画整理事業によって下水道を整備します。汚水や生活排水は公共下水道へ排水し、河川や水路へは流入しないよう整備します。

神谷 委員：私の質問は、雨水の排水路に有害物質が流れ込まないかということを知っています。今後排水について、土地区画整理組合や行政でしっかり確認がとれる体制を整えてほしいと思います。

小野 委員：2点質問させていただきます。1点目に、水田を一点にまとめて残した方が排水面からも効率が良いと思うのですが、いかがでしょうか。2点目に、遠くから人が多く訪れる商業施設ですので、岡崎の特産品を販売し、産業の発展に繋がるようなコーナーを設けてもらいたいと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局：1点目に関しまして、水田が点在することは難しいと考えておりますので、原則は現地の換地でございますが、水田を特定の場所に集めて、水田がやりやすいように調整を図って参ります。2点目につきまして、商業施設の具体的な内容がまだ発表されておられませんので、どのようなことができるかはまだ分かりませんが、岡崎市としましても、地域に貢献できるものを作ってほしいと働きかけておりますので、発表をもうしばらくお待ちください。

太田 委員：かなり大規模に水田が失われることとなりますが、水田は雨水を一時的に貯留し、排水路の急激な水位上昇を防ぐ役割があります。このことについて対策はしっかりとっているのか教えてください。

事務局：土地区画整理事業によって開発調整池の設置が義務付けられており、下流域に影響を与えないよう、一定規模の洪水調整池を設置することとなっています。

羽根田 委員：商業施設に出入りする渋滞が発生し、農道を抜け道として使われ、農作業に影響が出ないかの心配がありますが、いかがでしょうか。

事務局：国道1号の城屋敷交差点から市道池金本宿線の池金橋北交差点までの道路を骨格道路とし、幅員20mに拡幅し、円滑な交通の実現に向け計画を進めております。また、商業施設の事業者によりますと、交通誘導員を配置するほか、看板を設置することにより、商業施設への出入りには骨格道路への誘導を図り、周辺道路に影響が出ないように努めると聞いております。

会長：ありがとうございました。そのほか御質問はございませんか。

(なし)

会長：無いようですので採決に移ります。原案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長：全員賛成と認め、農用地利用計画を変更するものといたします。次に採決によらない案件について事務局より一括して報告をお願いします。

事務局：(以下について、報告書に沿って説明を行った)

農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の通知について	3件
現況証明願について	3件
農地の改良のための届出の受理について	1件
農地の転用のための届出の受理について	6件
農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の届出の受理について	27件
農地転用許可後の事業計画変更の承認について(4条)	1件

会長：本件につきまして、何か御質問はございませんか。

会長：無いようですので、報告事項は終了します。以上で、本日の議事日程は終了しました。
これを持ちまして、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

—午前 10 時 52 分終了—